

## 独立行政法人建築研究所行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年1月1日～平成27年3月31日までの4年3箇月

2. 内容

目標1：職員の出産や育児に関する支援制度の周知を徹底する。

<対策>

- 平成23年1月～ 育児休業を取得しやすくするように職員の意識改革に努める。
- 平成24年4月～ イン트라ネット等を利用して制度の周知徹底を図る。

目標2：父親の育児参加を応援するために特別休暇等の取得を促進する。

<対策>

- 平成23年1月～ 男性職員の子供の出生時等の特別休暇の取得を促進する。
- 平成24年4月～ 父親の育児等に関する情報をイン트라ネット等で提供する。

目標3：時間外労働の削減のための措置を実施する。

<対策>

- 平成23年1月～ 毎週水曜日及び金曜日の定時退庁日の周知に努める。
- 平成23年4月～ 毎年一定期間に時間外勤務縮減キャンペーンを実施する。

目標4：年次休暇の取得の促進のための措置を実施する。

<対策>

- 平成23年1月～ 年次休暇に関する説明会を毎年1回開催する。
- 平成23年4月～ 夏季休暇等に合わせた連続休暇の取得を奨励する。

目標5：地域の子供を対象とした研究所の見学会を実施する。

<対策>

- 平成23年4月～ 見学内容について所内で検討する。
- 平成23年4月～ チラシ等を地域の小学校等に配布し周知を図る。